

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（消波ブロック）
発生日時	令和2年8月17日 09時00分ごろ
発生場所	千葉県習志野市海浜公園沖 千葉市稲毛ヨットハーバー灯台から真方位314°3.1海里付近 （概位 北緯35°39.5 東経140°00.7）
事故の概要	漁船吉清丸は、航行中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年9月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 吉清丸、9.7トン CB2-50032（漁船登録番号） 個人所有 第232-32127号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部に擦過傷 消波ブロック 不明
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好、気温 31.6 海象：波高 約0.2m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、自動操舵により約5ノット（kn）の対地速力で底引き網を揚網しながら北東進中、船長が、熱中症で倒れ、操船できなくなり、知らぬ間に消波ブロックに向かい乗り揚げた。 船長は、04時ごろに出航して2回の操業を終え、3回目を行おうと網を入れたが、気温が30を越えて風も吹いておらず、暑かったので帰航準備を行っており、それまでの間、約1.5の水分補給をしたものの、脱水状態となったので、こまめに水分及び塩分補給をする必要があったと本事故後に思った。
分析	本船は、自動操舵により約5knの対地速力で揚網中、船長が、熱中症で倒れて操船ができなくなった状態で航行を続けたことから、知らぬ間に消波ブロックに向かい乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が航行中、船長が、熱中症で倒れて操船ができなくなった状態で航行を続けたため、知らぬ間に消波ブロックに向かい乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・夏季の気温が高い時期には、こまめに水分をとり、併せて塩分補

	給を行い、帽子を被り、涼しい服装を着用するなど熱中症に注意すること。
--	------------------------------------